

平成24年3月16日

第2368号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（4・総合防災課）…………… 1
- 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則（5・健康推進課）…………… 1

告 示

- 公共測量実施の通知（121～123・建設管理課）…………… 2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（124～127・都市計画課）…………… 2
- 通行車両の総重量の最高限度を25トンとする道路の指定（128・道路課）…………… 3
- 通行車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路の指定及び通行方法（129・道路課）…………… 4
- 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更（130・建築住宅課）…………… 4
- 建設業の許可の取り消し（131・秋田地域振興局総務企画部）…………… 4
- 道路区域の変更及び供用開始（132、133・平鹿地域振興局建設部）…………… 5

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 5
- 土地改良区役員の住所変更の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 6

教育委員会告示

- 公の施設の指定管理者の指定（4・生涯学習課）…………… 6

選挙管理委員会告示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（28）…………… 7
- 個人演説会等を開催することができる施設の名称等の変更（29）…………… 7
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定解除（30）…………… 7

公安委員会規則

- 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（1・警務課）…………… 7

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十九年秋田県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号(一)中「一万四五百円」を「一万八千九百円」に改め、同号(二)中「一万六千二百円」を「一万五千九百円」に改め、同号(三)中「一万八千円」を「一万七千八百円」に改め、同号(四)中「一万四千七百円」を「一万四千四百円」に改め、同号(五)中「一万七千三百円」を「一万七千円」に改め、同号(六)中「一万六千五百円」を「一万五千七百円」に改め、同号(七)中「一万四千九百円」を「一万四千五百円」に改め、同号(八)中「一万三千三百円」を「一万三千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則（昭和三十二年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十号(中)「第十六条」を「第十一号」に改め、同表第十五号(中)「第三十四条第一項」を「第三十四条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**秋田県告示第121号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり能代市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

公共測量(街区基準点等の座標補正及び検証測量)

2 作業を行う地域

能代市上町、万町、日吉町、御指南町、富町、畠町、東町、大町、川反町、浜通町、清助町、大手町、盤若町、末広町、景林町、西通町、柳町、住吉町、栄町、通町、若松町、追分町、元町、南元町、明治町、中和一丁目、中和二丁目、緑町、出戸本町、花園町、青葉町、昭南町、松美町及び萩ノ台、能代市能代町字中川原及び下野瀬起上中島、能代市字田子向、字鳳凰岱、字西赤沼、字松長布、字長崎及び字上古川布

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第122号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり横手市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

公共測量(街区基準点等の座標補正及び検証測量)

2 作業を行う地域

横手市追廻一丁目、追廻三丁目、睦成の一部、幸町、八幡の一部、本町、城南町、大町、横手町、清川町、平和町、安田、前郷、杉沢、明永町の一部、新坂町の一部、二葉町、城西町、朝倉町、根岸町の一部、四日町、平城町、羽黒町、大水戸町、中央町、田中町、前郷一番町、寿町、三枚橋一丁目、駅前町、上内町、旭川一丁目、旭川二丁目、旭川三丁目、神明町、本郷町、南町、横山町の一部及び安田原町の一部

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第123号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり由利本荘市長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

公共測量(街区基準点等の座標補正及び検証測量)

2 作業を行う地域

由利本荘市本荘地域のD I D地区(人口集中地区)

3 作業を行う期間

平成24年1月24日から同年3月23日まで

秋田県告示第124号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鹿角市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
鹿角都市計画下水道（鹿角市公共下水道）の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画市街地再開発事業（大曲通町地区第一種市街地再開発事業）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画高度利用地区（大曲通町地区）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、大仙市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画公園（4・4・3号仙北ふれあい公園）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第128号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
秋田御所野雄和線	秋田市上北手御所野字雨池通5番58から河辺戸島字川苗代90番2まで

2 指定する期日 平成24年4月1日

秋田県告示第129号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を指定し、及び同令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
秋田御所野雄和線	秋田市上北手御所野字雨池通5番58から河辺戸島字川苗代90番2まで
秋田操車場線	秋田市外旭川字菅野104番1地先から泉字登木65番先まで
八幡田地下道線	秋田市外旭川字三千刈198番1地先から泉菅野一丁目19番1号先まで

2 指定する期日 平成24年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう注意するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木などの上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空傷害箇所のないことを確認の上走行すること。

秋田県告示第130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を追加する。

名称	所在地
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 カーニープレイス佐賀704号室

3 変更しようとする年月日

平成24年4月1日

秋田県告示第131号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年3月6日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社村井工務店
男鹿市五里合神谷字石神75番地の1
代表取締役 村 井 之 範
秋田県知事許可（般-22）第9817号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年3月6日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	107号	横手市山内小松川字小松川130番地先から字小松川129番3地先まで	11.40~14.20	0.048
	新	107号	〃	12.60~14.80	0.048

- 2 供用開始の期日 平成24年3月16日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年3月16日から同月29日まで

秋田県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	十文字羽後鳥海線	横手市十文字町植田字小阿久登150番から152番まで	11.40~49.50	0.104
	新	十文字羽後鳥海線	〃	11.50~26.00	0.104

- 2 供用開始の期日 平成24年3月16日
- 3 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成24年3月16日から同月29日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款

変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年2月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 共生センターとっと工房

3 代表者の氏名

菅 原 龍 典

4 主たる事務所の所在地

秋田県大館市比内町達子字前田野14番地4

5 定款に記載された目的

(旧) この法人は、地域に在住する障害者に対して自立支援、就労支援等の機能を充実・強化するため障害者自立支援法に基づくサービスを提供する事業及び地域住民と共に住みよい環境づくりに関する活動や交流する機会をととして、社会参加、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、障害のある利用者の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るよう多様な「障害福祉サービス」の提供に努め、「自立と共生の社会づくり」を目指し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 目的

(2) 特定非営利活動の種類

(3) 事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員住所の変更の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

住所の変更

変更前 潟上市昭和大久保字北野大崎道添135番地 菅原 幸夫

変更後 潟上市昭和大久保字北野大崎道添162番地 菅原 幸夫

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第4号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成24年3月16日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

1 秋田県立美術館

(1) 指定管理者の住所及び名称

秋田市千秋明德町3番7号

財団法人平野政吉美術館

(2) 指定の期間

平成24年4月1日から平成25年10月31日まで

2 秋田県自然体験活動センター

(1) 指定管理者の住所及び名称

山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118番地

八峰町

(2) 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨藤里町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年3月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
婦人若者等活動促進施設	山本郡藤里町矢坂字坂本18番地	平成24年3月2日
粕毛交流センター	山本郡藤里町粕毛字下家の後14番地1	平成24年3月2日
中通会館	山本郡藤里町藤琴字上坊中86	平成24年3月2日
金沢体育館	山本郡藤里町藤琴字金沢46番地2	平成24年3月2日

秋選管告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について名称等に変更があった旨、藤里町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年3月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

変更後

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	変 更 年 月 日
米田会館	山本郡藤里町粕毛字米田77番地2	平成24年3月2日
大沢会館	山本郡藤里町大沢字向山下93番地8	平成24年3月2日
藤里町町民体育館	山本郡藤里町藤琴字家の後60番地	平成24年3月2日

変更前

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
米田生活改善センター	山本郡藤里町粕毛字米田68番地	昭和55年2月25日
大沢コミュニティホーム	山本郡藤里町大沢字向山下64番地	昭和55年2月25日
藤里広域体育館	山本郡藤里町藤琴字家の後60番地	昭和55年3月25日

秋選管告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定解除した旨藤里町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
藤里町総合開発センター	山本郡藤里町藤琴字家の後14番地	平成24年3月2日
藤里町立農村環境改善センター	山本郡藤里町藤琴字下湯の沢16番地	平成24年3月2日

公 安 委 員 会 規 則**秋田県公安委員会規則第1号**

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月16日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条交通企画課の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第6条運転免許センターの項中第6号の次に次の1号を加える。

(7) 自動車安全運転センターに関すること。

附 則

この規則は、平成24年3月16日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松 原 巧	秋田市山王七丁目5番29号